



施設等利用給付認定(幼児教育・保育無償化)について



1) 施設等利用給付認定とは

新制度未移行幼稚園、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターを利用する方が、幼児教育・保育の無償化にかかる給付を受けるためには、沖縄市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。施設等利用給付認定の申請を希望される方は、認定区分および認定要件等をご確認ください。



2) 認定区分および認定要件等について

利用する施設	認定区分	対象となる児童	保育必要事由の有無	その他条件	無償化の対象	無償化対象額 (R8.10.1以降)
新制度未移行幼稚園 (聖母幼稚園・コザ聖母幼稚園など)	新1号認定	満3歳(3歳の誕生日の前日)～5歳児	なし	—	・入園料 ・保育料(教育時間)	28,000円
	新2号認定	3歳児～5歳児 (令和9年4月1日時点の年齢)	あり	—	・入園料 ・保育料(教育時間)	28,000円
					・預かり保育料	1日490円×利用日数 (上限額12,300円)
幼稚園・認定こども園 (預かり保育) (※1)	新3号認定	満3歳(3歳の誕生日の前日)から最初の3月31日までの子ども	あり	市民税非課税世帯	・入園料 ・保育料(教育時間)	28,000円
					・預かり保育料	1日490円×利用日数 (上限額17,700円)
幼稚園・認定こども園 (預かり保育) (※1)	新2号認定	3歳児～5歳児 (令和9年4月1日時点の年齢)	あり	—	・預かり保育料(※2)	1日490円×利用日数 (上限額12,300円)
	新3号認定	満3歳(3歳の誕生日の前日)から最初の3月31日までの子ども	あり	市民税非課税世帯	・預かり保育料(※2)	1日490円×利用日数 (上限額17,700円)
・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター (※3)(※4)	新2号認定	3歳児～5歳児 (令和9年4月1日時点の年齢)	あり	—	・保育料	40,300円
	新3号認定	0歳児～2歳児 (0歳から満3歳となった日以降の3月31日まで)	あり	市民税非課税世帯	・保育料	45,700円

※1 公立幼稚園の預かり保育については25ページをご確認ください。

※2 所在市町村から預かり保育事業の無償化対象施設である旨の確認を受けている施設が対象。

※3 認可外保育施設について、沖縄県認可外保育施設指導監査基準を満たしている施設かつ所在市町村から無償化の対象施設である旨の確認を受けている施設が対象。

※4 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターは併用して上限額まで無償化を受けられます。

3) 必要書類

認定区分	申請書	保育必要事由	ひとり親世帯 確認書類	非課税世帯確認書類	備考
新1号認定	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）（法第30条の4第1号）	—	該当する世帯のみ （下記のいずれか1つ） ・児童扶養手当受給者証の写し ・母子父子医療費受給者証の写し ・遺族年金受給者証の写し ・上記のいずれも受給していない場合、戸籍謄本（離婚日が確認でき、3か月以内のもの、写し可）	—	申請書様式等のダウンロードはこちらから 
新2号認定	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）（法第30条の4第2号・第3号）	保育必要事由の認定要件はこちらをご確認ください 		—	
新3号認定				3号認定のみ、下記のいずれか1つ ・課税証明書（令和8年1月1日時点で、沖縄市に住所登録がない方） ・被保護証明書（生活保護世帯の方） ・W-2 Wage and Tax Statement（軍人軍属の方）	

4) 申請から認定までの流れ

1

利用施設を確認

利用予定の施設等が無償化対応施設かを確認する。



2

申請

申請に必要な書類を揃えて申請

【認定申請受付期間】
認定希望日の1か月前より随時受付
【申請先】
沖縄市役所 保育・幼稚園課 窓口



3

認定

認定が決定すると「施設等利用給付認定通知書」が届きます。通知書に記載されている認定期間をご確認ください。
※5

※5 認定後、認定内容に変更があった場合は、1か月以内に変更届の提出が必要となります。変更届の提出がなく、給付対象の条件に該当しないことが発覚した場合、認定は取り消され無償化の対象外となります。